

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 28 日

月 曜 日

第 4035 号

目 次

告 示

○都市計画事業の事業計画の変更認可	1
○都市計画事業の認可	2
○物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	3
○道路の区域変更	14
○道路の供用開始	16

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	18
-----------------------------	----

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第148号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 3 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

射水市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・3・115号 駅前線

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県射水市北野字大島、北野字八切及び小島地内

(2) 使用の部分

富山県射水市北野字大島地内

4 事業施行期間

平成27年2月23日から平成31年3月31日まで

富山県告示第149号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画下水道事業南砺公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和57年1月19日から

平成30年3月31日まで

富山県告示第150号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

黒部市

2 都市計画事業の種類及び名称

黒部都市計画下水道事業

黒部公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県黒部市堀切、轟下、天神新、宇奈月温泉字桃源、宇奈月温泉字五千僧及び宇奈月町音澤字矢田平地内

(2) 使用の部分

富山県黒部市堀切、中新、堀切新字丸田坪、天神新、三日市字三島及び宇奈月温泉字五千僧地内

4 事業施行期間

平成28年 3 月 28 日から

平成34年 3 月 31 日まで

富山県告示第151号

物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

県が平成28年度において物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格の基準となるべき事項、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び

当該期間の更新手続等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により次のように定め、平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 3 月28日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 32条第1項各号に掲げる者
- (4) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者

第 2 競争入札に参加させないことができる者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 令第 167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの
- (3) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（令第 167条の 2 第 1 項第 4 号に規定する認定を受けた者その他知事が特に認める者（第 5 において「認定者等」という。）を除く。）
- (4) その他、競争入札の公正な実施又は契約内容の履行確保の観点から不適切と認められる者

第 3 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、A、B又はCの等級に格付けした者とする。ただし、物品の売払いの契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格については、この限りではない。

1 経営規模

(1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあつては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあつては株主資本及び評価・換算差額等の合計額を、個人にあつては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）

(2) 直前決算における機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額

(3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 売上金額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の売上金額により算出した年間平均の売上金額

3 経営比率

直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に100を乗じたもの）

4 事業年数

事業を開始した日から競争入札参加資格の審査の申請をした日の翌月1日までの年数

5 国際標準規格 I S O 14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001又はエコアクション21の認証取得の有無

第4 資格審査の申請方法

- 1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、様式第 1 号による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 申請書及び第 5(3)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。
なお、第 5 の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。
- 3 第 5 の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算し、記載するものとする。
- 4 申請書及び添付書類の提出をする場所は、次のとおりとする。

郵便番号 930-8501

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県出納局総務会計課

電話番号 076-444-3423、内線 4318

第 5 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、認定者等が申請をする場合には、知事が別に定める書類をもって次の書類に代えることができる。

- (1) 誓約書（様式第 1 号の 2）
- (2) 事業概要書（様式第 2 号）
- (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（ただし、市区町村長が発行する身分証明書で登記されていないことが記載されていればこれを省略できる。）で申請の日前 6 月以内に交付されたもの
- (4) 財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録。個人の場合は、所得税青色申告決算書やこれ以外の確定申告書。）
- (5) 納税証明書
 - ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係るもので、申請の日前 6 月以内に交付されたもの
 - イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係るもので、申請の日前 6 月

以内に交付されたもの

- (6) 使用印鑑届（様式第 3 号）
- (7) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを受けていることを証する書類
- (8) 代理人を定めた場合にあっては、委任状
- (9) I S O 14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあっては、I S O又はエコアクション21認証取得登録証の写し
- (10) 債主名登録（変更）書兼口座振替届
- (11) 82円分の返信用郵便切手

第 6 資格審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第 7 資格の有効期間及び更新手続

- 1 競争入札参加資格の有効期間は、第 3 の規定による格付けをされた日から当該格付けの日の属する年の10月 1 日から起算して 3 年を経過する日までの間とする。
- 2 競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の 2 月前までに申請書を提出するものとする。

第 8 申請書記載事項の変更

第 3 の規定による格付けをされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を書面により知事に届出するものとする。

第 9 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類

県が平成28年度において富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第 1 条に規定する特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類は、次のとおりである。

- (1) 物 品 等 情報システム機器、医療用器械、電気・通信機械、その他
- (2) 特定役務 電気通信サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、

その他

第10 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。

第11 その他

競争入札参加資格者名簿及び申請者から提出された申請書又は添付書類の内容は、その全部又は一部を公表することがある。

様式第 1 号 (第 4 関係)

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名 印

担当者名

担当者電話番号

F A X 番号

富山県が締結する物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第 151号）第 1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項のすべては事実と相違ないことを誓約します。

納入等を希望する主な物品又は役務の種類

品目番号 事業品目

第 1 希望

第 2 希望

第 3 希望

添付書類

- 1 誓約書（様式第 1 号の 2）
- 2 事業概要書（様式第 2 号）
- 3 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- 4 財務諸表（2 年分）
- 5 納税証明書（主たる事務所又は事業所が所在する税務署及び富山県により賦課された税に係るもの）
- 6 使用印鑑届（様式第 3 号）
- 7 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類（該当する場合）
- 8 代理人に対する委任状（該当する場合）
- 9 I S O 14001又はエコアクション21の認証取得登録証の写し（該当する場合）
- 10 事業を開始して 1 年を経過していない者で知事が特に認める者にあつては、別に定める書類（該当する場合）
- 11 債主名登録（変更）書兼口座振替届
- 12 82円分の返信用郵便切手

様式第 1 号の 2 (第 5 関係)

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する物品等の調達契約に係る競争入札参加資格申請を行うに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 取締役等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

印

様式第 2 号 (第 5 関係)

帳票コード 1 S O 1 3 変更区分 ※ 4 ※ 登録番号 5 0 7 6 79 12												事 業 概 要 書																		
13 01	主たる事業品目番号 15 16 主たる事業品目番号以外の事業品目番号 17 18 19 20															主たる事業品目番号が 48 (その他) のときの事業内容 (20 字以内で 3 つまで) 21 60														
13 02	フリガナ 15															フリガナ 15														
	法人名又は個人名 45															法人名又は個人名 45														
	法人種別 93 94 法人種別名															法人種別名														
13 03	代表者名 15															代表者名 15														
	住 都道府県市区町村 63 都道府県 市郡 区町村															住 都道府県市区町村 63 都道府県 市郡 区町村														
	郵便番号 68 75															郵便番号 68 75														
13 04	町名字名丁目番地 15															町名字名丁目番地 15														
	ビル名等 55															ビル名等 55														
	電話番号 105 市外局番 局番 番号 116															電話番号 105 市外局番 局番 番号 116														
13 05	フリガナ 15															フリガナ 15														
	法人名又は個人名 45															法人名又は個人名 45														
	法人種別 93 94 法人種別名															法人種別名														
13 06	代表者名 15															代表者名 15														
	住 都道府県市区町村 63 都道府県 市郡 区町村															住 都道府県市区町村 63 都道府県 市郡 区町村														
	郵便番号 68 75															郵便番号 68 75														
13 07	町名字名丁目番地 15															町名字名丁目番地 15														
	ビル名等 55															ビル名等 55														
	電話番号 105 市外局番 局番 番号 116															電話番号 105 市外局番 局番 番号 116														
13 14	FAX番号 (注) 15 市外局番 局番 番号 26 27 33 34 40															FAX番号 (注) 15 市外局番 局番 番号 26 27 33 34 40														
	国際標準規格 ISO14001 又はエコアクション 2.1 の認証取得の有無 41															国際標準規格 ISO14001 又はエコアクション 2.1 の認証取得の有無 41														
	(具体的・詳細に)															(具体的・詳細に)														
	事業種目															事業種目														
	主要仕入先															主要販売先														
	取引金融機関															取引金融機関														

規 模	法 人 用												個 人 用				
	区分	A 直前決算時				B 利益金 (損失金) 処分時の取崩額				C 利益金 (損失金) 処分時の積立額				A-B+C 計		区分	金額
	15	千円				千円				千円				千円		55	61
	資本金															元入金	千円
	62															102	108
	準備金															事業主借	
	15															55	61
	積立金															事業主貸	
	本 額	X				X				X				X		控除前所得	82 88
	規 計	15				25				35				45		計	55 61
機 械 設 備 の 額	機 械 器 具 類				運 搬 具 類				工 具 其 他 の 備 品				計				
	62 千円				74 千円				86 千円				98 千円		109 千円		
	技術関係従業員				販売関係従業員				事務関係従業員				計				
従 業 員 数	15 人				21 人				27 人				33 人		38 人		
売 上 金 額	直前 2 年の決算				直前 1 年の決算				年間平均の売上金額								
	39 千円				51 千円				87 千円				99 千円				
	63 千円				75 千円												
経 営 比 率	流 動 資 産 の 額 H				流 動 負 債 の 額 I				流 動 比 率 H/I×100								
	15 千円				27 千円				39 %				41 %				
事 業 年 数	創 業				転 廃 業 (休 業)				現 組 織 へ 変 更				事 業 年 数				
	421 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月				47 3 昭和 52 3 昭和 4 平成 年 月 まで				57 3 昭和 62 64 年 月				64 年				

(注) FAX番号は、従たる事務所等に委任する場合には、従たる事務所のFAX番号のみを記載して下さい。

(注) 決算期間が6箇月の場合は上欄及び下欄に、1年の場合は上欄に記載して下さい。

様式第 3 号 (第 5 関係)

使用印鑑届

印影

(会社印及び代表者・支店長印等)

富山県に対する入札及び契約等に使用する印鑑を届けます。

年 月 日

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

富山県知事

殿

富山県告示第152号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 28 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市東蔵 229番から 魚津市東蔵 229番まで	変更前		最大 13.2 最小 12.2	21.9	新川土木 センター
	魚津市東蔵 192番から 魚津市東蔵 229番まで	変更後		最大 12.2 最小 8.6	21.9	
県道 小川寺木下新 線	魚津市小川寺6022番地先か ら	変更前		最大 5.6 最小 5.4	63.2	新川土木 センター
	魚津市小川寺6021番 3 地先 まで	変更後		最大 7.0 最小 5.9	63.2	
県道 魚津生地入善 線	黒部市荒俣2130番から	変更前		最大 12.0 最小 11.2	193.3	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市荒俣2096番まで	変更後		最大 22.8 最小 12.0	193.3	
県道 黒部宇奈月線	黒部市宇奈月町浦山 802番 2から	変更前		最大 36.6 最小 12.9	171.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市宇奈月町浦山 808番 15まで	変更後		最大 36.6 最小 16.5	171.7	

県道 舟見入膳線	下新川郡入善町青島 691 番 から	変更前		最大 9.5 最小 6.9	60.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町青島 691 番 まで	変更後		最大 17.8 最小 6.9	60.0	
県道 六天天神新線	黒部市中新字伝兵衛囲 83 番 8 から	変更前		最大 15.2 最小 8.4	117.9	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市中新字伝兵衛囲 89 番 7 地先まで	変更後		最大 15.9 最小 8.4	117.9	
県道 富山魚津線	富山市寺島字鯉田 536 番か ら 富山市今市字東沼 805 番 4 まで	変更前	A	最大 19.3 最小 6.4	1594.0	富山土木 センター
	富山市田尻東 17 番から 富山市今市字東沼 805 番 4 まで	変更前	B	最大 60.7 最小 25.0	1506.0	
	富山市田尻東 17 番から 富山市今市字東沼 805 番 4 まで	変更後	B	最大 60.7 最小 25.0	1506.0	
県道 寺坪上市線	中新川郡上市町法音寺字音 田 3 番 2 から	変更前		最大 24.5 最小 12.0	217.8	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町横法音寺字 西前川原 1 番 13 まで	変更後		最大 30.4 最小 12.0	217.8	
国道 471 号	小矢部市後谷字下川原 712 番 2 地先から	変更前		最大 16.5 最小 15.4	17.7	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市後谷字下川原 714 番 2 まで	変更後		最大 22.9 最小 17.0	17.7	
国道 471 号	小矢部市福久 55 番から	変更前		最大 39.5 最小 12.0	132.6	高岡土木 センター

	小矢部市茄子島 146番 3 まで	変更後	最大 39.4 最小 18.1	132.6	小矢部土木事務所
県道 砺波小矢部線	小矢部市後谷字下川原 714 番 2 から	変更前	最大 16.5 最小 15.4	17.7	高岡土木センター 小矢部土木事務所
	小矢部市後谷字下川原 658 番 1 地先まで	変更後	最大 22.9 最小 17.0	17.7	
県道 鹿西氷見線	氷見市懸札字峠76番 4 から	変更前	最大 14.2 最小 7.4	22.0	高岡土木センター 氷見土木事務所
	氷見市懸札字峠76番 4 まで	変更後	最大 24.4 最小 8.8	22.0	
県道 町山河原線	氷見市角間字城戸 115番 1 から	変更前	最大 26.5 最小 14.2	62.1	高岡土木センター 氷見土木事務所
	氷見市角間字城戸 115番 1 まで	変更後	最大 41.8 最小 17.2	62.1	
県道 小森谷庄川線	砺波市庄川町天正1025番から	変更前	最大 9.7 最小 6.8	167.4	砺波土木センター
	砺波市庄川町天正2047番まで	変更後	最大 9.8 最小 6.8	167.4	

富山県告示第153号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 28 日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市東蔵 192番から 魚津市東蔵 229番まで	平成28年3月28日	新川土木 センター
県道 小川寺木下新 線	魚津市小川寺6022番地先から 魚津市小川寺6021番3地先まで	平成28年3月28日	新川土木 センター
県道 魚津生地入善 線	黒部市荒俣2130番から 黒部市荒俣2096番まで	平成28年3月28日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 黒部宇奈月線	黒部市宇奈月町浦山 802番2から 黒部市宇奈月町浦山 808番15まで	平成28年3月28日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町青島 691番から 下新川郡入善町青島 691番まで	平成28年3月28日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 六天天神新線	黒部市中新字伝兵衛囲83番8から 黒部市中新字伝兵衛囲89番7地先まで	平成28年3月28日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 寺坪上市線	中新川郡上市町法音寺字音田3番2から 中新川郡上市町横法音寺字西前川原1番 13まで	平成28年3月28日	富山土木 センター 立山土木 事務所
国道 471号	小矢部市後谷字下川原 712番2地先から 小矢部市後谷字下川原 714番2まで	平成28年3月28日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
国道 471号	小矢部市福久55番から 小矢部市茄子島 146番3まで	平成28年3月28日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 砺波小矢部線	小矢部市後谷字下川原 714番2から 小矢部市後谷字下川原 658番1地先まで	平成28年3月28日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

県道 鹿西氷見線	氷見市懸札字峠76番4から 氷見市懸札字峠76番4まで	平成28年3月28日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 町山河原線	氷見市角間字城戸 115番1から 氷見市角間字城戸 115番1まで	平成28年3月28日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 小森谷庄川線	砺波市庄川町天正1025番から 砺波市庄川町天正2047番まで	平成28年3月28日	砺波土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス米島店 高岡市米島字表向460番1 ほか28筆

2 店舗を設置する者 J A三井リース株式会社 ほか1

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

J A三井リース株式会社 代表取締役 高橋 則広 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 ほか1

(変更後)

J A三井リース株式会社 代表取締役 高橋 則広 東京都中央区銀座八丁目13番1号 ほか1

4 変更の日

平成28年1月4日

5 変更の理由

本社移転のため

6 届出の日 平成28年3月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年3月28日から平成28年7月28日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名(2)(1)の事項の公表の可否）(3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

平成28年 3 月 28 日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
電話富山 076—444—3153番
